

**令和4年度
岐阜県飲食店換気対策支援補助金
募集要項**

令和4年6月30日 岐阜県 健康福祉部
感染症対策調整課 社会基盤係

〔目次〕

1. 事業の目的	P3
2. 補助対象事業者	P3
3. 補助対象事業の概要	P4
4. 補助対象期間	P5
5. 補助率及び補助限度額	P5
6. 申請手続き	P6
7. 申請の流れについて	P7
8. 交付決定について	P13
9. 額の確定について	P13
10. 事業実施における留意事項	P14

1. 事業の目的

「飲食」はマスクを外すことで感染リスクが高まる場面であり、換気の悪い場所におけるエアロゾル感染が多いとされていることから、飲食店において効果的な換気を行うことが重要です。

これからの夏場においては、エアコン等の冷房器具の活用により換気が不徹底となりやすいことから、飲食店に対する換気設備工事及びこれに付随する空気清浄機の購入を支援することで、効果的な換気を行い更なる感染対策の徹底を促進するとともに、これにより県民が安心して飲食店を利用することに資することを目的として、本事業を実施します。

2. 補助対象事業者

岐阜県内で飲食店(※)を営む事業者のうち、新型コロナ対策実施店舗向けステッカー(第三者認証)を取得した事業者又は今後取得予定の事業者
ただし、次に掲げる施設及び事業者を除く。

《対象外施設》

- (1) コンビニエンスストアやスーパーマーケット等のイートインスペース
- (2) 自動販売機
- (3) テイクアウトやデリバリーのみで営業する施設
- (4) 国、県又は市町村が所有、管理又は運営する施設
- (5) 店舗型性風俗特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項)を行う施設
- (6) ホテルや旅館などの宿泊施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けた者が行う同法第2条第2項及び第3項の営業に係る施設)

※宿泊施設内にテナントとして入る飲食店は対象

《対象外事業者》

- (1) 暴力団(暴力団員)及びこれらと密接な関係を有する者(岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱第4条第1項第1号から第8号に該当する者)
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 県税の滞納がある者
- (4) その他、補助が適当でないと知事が認めた者

(※)「飲食店」

この要綱において「飲食店」とは、食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けて営業する施設を言います。

3. 補助対象事業の概要

(1) 補助対象事業及び経費

次のア、イに掲げる経費であって、令和4年1月1日（土）から令和4年10月31日（月）の間に発注又は契約を行い、取得、設置、支払い等が完了する経費。

ア 換気設備の設置工事費

- ・客席部分の換気を主たる目的とした換気設備であること。
- ・換気設備は、外気取入れ量等を調整することで、必要換気量（一人当たり毎時 30 立方メートル）を確保すること。
- ・新規の換気設備設置に伴って不要となった換気設備の撤去費用を含む。
- ・事業実施場所が賃貸物件である場合、賃貸人の承諾を得ていること。
- ・設置する換気設備が建築物に固定されていること。
- ・工事請負契約等により設置される換気設備であること（換気設備のみの購入費用は対象外）。

イ 空気清浄機の購入費

※アの換気設備の設置工事を行った事業者に限ります。空気清浄機の購入費のみでの補助金の申請はできません。

- ・厚生労働省「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（※）」に記載された条件を満たす空気清浄機。

※換気の方法

- ・空気清浄機は、HEPA フィルタによる「ろ過式」で、かつ、風量が毎分5立方メートル程度以上のものを使用すること。
※HEPA フィルタと同等以上の性能のフィルタでも可
- ・空気清浄機を併用する場合は、人の居場所から10平方メートル(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。

※国、県、市町村等が交付する他の補助金、交付金等の交付の対象となった事業は、補助対象外となります。

(2) 対象外経費

次に掲げる経費は対象外となります。

- ・消費税及び地方消費税
- ・パーテーション（アクリル板）、サーモカメラ・サーモグラフィー、サーキュレーター、扇風機、二酸化炭素濃度測定器（CO2センサー）等の備品や消毒液マスク、フェイスシールド、手袋、体温計等の消耗品
- ・窓の増設や網戸の設置

- ・見積書・価格表示のあるカタログ等が無い製品
- ・リース・レンタル費用
- ・中古品の購入費
- ・申請に係る郵送料
- ・収入印紙代、保険料、振込手数料
- ・支払い時にポイントやクーポンを使用した場合の使用金額
- ・設計等、コンサルタント的要素を含む経費
- ・一般価格、市場相場等と比べて著しく高額と認められる場合
- ・3（1）に掲げた事項を満たす性能を有していない設備等と認められる場合
- ・申請経費が、不要設備の除去費用のみの場合
- ・必要換気量を満たさない換気設備の工事の場合
- ・客席の換気以外を目的とする設備（厨房・トイレの換気設備など）
- ・焼肉店等の排煙装置
- ・エアコン（換気機能付、空気清浄機能付であっても対象外です）
- ・換気扇設備の清掃又は修理

（3）経理処理上の留意事項

- ア 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払いとなります。
- イ 補助対象事業者は、補助事業に係る経理について、その支出の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません（補助事業終了後の補助金額の確定作業において、書類等の確認ができない場合には、補助対象外となります。）
- ウ 交付金申請額の算出において、千円未満の端数が生じる場合は、切り捨てた金額を交付金申請額として計上してください。
- エ 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除いて算出してください。

4. 補助対象期間

令和4年1月1日（土）以降に契約・工事・購入し、令和4年10月31日（月）までに工事完了・納品・支払いが完了しているもの。

5. 補助率及び補助限度額

補助率は補助対象経費の10／10です。

補助金額の上限額は1店舗あたりそれぞれ以下のとおりです。

- （1）換気設備工事費 ： 上限 50 万円
 - （2）空気清浄機の購入費 ： 上限 10 万円
- ※1店舗あたり1台までに限ります。

6. 申請手続き

(1) 申請受付期間及び申請回数

募集開始日：令和4年6月30日（木）

受付終了日：令和4年9月30日（金）

※一部受付終了日が11月7日（月）までの場合あり（詳細は7「申請の流れについて」をご確認ください。）

当日消印有効 上記期間中、1事業者あたり1回限りの申請です。
複数の店舗を有する場合、原則まとめて申請する必要があります。

(2) 申請書類等の取得

補助金の交付要綱や、申請書等の様式は、次のいずれかの方法で取得できます。

①岐阜県ホームページ

トップページ > 岐阜県 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > くらしと仕事の支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 新型コロナウイルス感染症対策に関する支援策 > 岐阜県飲食店換気対策支援補助金

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/227609.html>

②窓口

各市町村及び県事務所でも配付します（P15の窓口一覧参照）。

(3) 提出先

〒501-6111 岐阜県岐阜市柳津町宮東 3-16

「岐阜県飲食店換気対策支援補助金」事務局

TEL：058-260-5515

(4) 提出方法

ア 申請書の提出は郵送のみとし、簡易書留、特定記録など配達されたことが確認できる方法によってお送りください。

イ 提出の際は、封筒の表面に【岐阜県飲食店換気対策支援補助金申請書類在中】と朱書きしてください。

ウ 申請書の記入漏れや添付書類の不備があった場合は、審査に影響しますので、「提出書類のチェックリスト」にて提出前に再度ご確認ください。

エ 提出された申請書類および添付資料は返却いたしませんので、申請前に写しを取り、保管しておいてください。

オ 申請書類作成、送付等に係る費用は、申請者の自己負担となります。

(5) 提出書類

以下7「申請の流れについて」をご確認ください。

7. 申請の流れについて

申請日を基準に、以下のとおり4つのパターンに分かれます。

※申請様式の記入方法または添付書類の添付方法等の詳細については、別添「添付書類の詳細について」および「申請書類の記入方法」をご確認ください。

(1) **パターン1** 申請時点で、換気設備工事契約前であり、空気清浄機購入前の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) 補助金交付申請書の提出 【提出締切】 <u>令和4年9月30日(金)</u>	(2) 補助金交付申請書の審査 (3) 補助金交付決定通知の交付
(4) 補助金交付決定通知の受領	交付決定通知の交付日以降に契約・工事に着手してください。 工事が終了し、工事代金の支払いを終えたら、補助金実績報告書とともに必要な書類の提出をお願いします。
(5) <u>工事の契約締結・実施・支払い</u> <u>空気清浄機の購入・支払い</u>	
(6) 補助金実績報告書の提出 【提出締切】 <u>令和4年11月7日(月)</u>	(7) 補助金実績報告書の審査 (8) 交付額確定通知の交付
(9) 交付額確定通知の受領	(10) 補助金の振込
(11) 補助金の受領	

イ 提出資料

(交付の申請に必要な資料)

【共通】

- 1 交付申請書（別記第1号様式）
- 2 申請者明細書（別記第2号様式）
- 3 内容明細書（別記第3号様式）
- 4 誓約書（別記第4号様式）
- 5 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写）
- 6 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分
- 7 直近の確定申告書（写）※税務署の受付印又は受付番号のあるもの
※受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書（税額証明）等の提出に代えてください。
※納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談ください。
- 8 身分を証明する書類の写し（個人事業者のみ）
（パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等）
- 9 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真

【換気設備工事】

- 1 工事見積書（補助対象事業の工事金額が確認できるもの）の写し
- 2 平面図（設置図面、工事図面）
※客席の位置の記載のある店舗見取図及び換気設備設置位置がわかる図面
- 3 工事前の状況がわかる店内写真
- 4 仕様書（メーカー発行の換気扇の換気量が分かるもの）
- 5 設置設備承諾書（賃貸物件の場合）
※換気設備工事を行うことについての賃貸人（所有者）の承諾書
- 6 換気基準適合チェックシート

(実績報告に必要な書類)

【共通】

- 1 実績報告書（別記第9号様式）
- 2 内容明細書（別記第10号様式）

【換気設備工事】

- 1 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し
- 2 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書、振込記録等）の写し
- 3 工事の完了を証明する書類（工事完了報告書等）の写し
- 4 工事の実績が確認できる現場写真等

【空気清浄機の購入費】

- 1 購入した物品の写真
- 2 購入日時、金額等がわかる書類の写し（レシート、領収書、クレジットカード、キャッシュレス決済の利用明細等）
- 3 仕様書（HEPA フィルタと同等以上のフィルタの搭載の有無や風量がわかるもの）

(2) **パターン2** 申請時点で、換気設備工事契約前であり、空気清浄機購入後の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) 補助金交付申請書の提出 <u>【提出締切】令和4年9月30日(金)</u>	(2) 補助金交付申請書の審査 (3) 補助金交付決定通知の交付
(4) 補助金交付決定通知の受領 (5) <u>工事の契約締結・実施・支払い</u>	<div data-bbox="767 797 1310 1055" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>交付決定通知の交付日以降に契約・工事に着手してください。</p> <p>工事が終了し、工事代金の支払いを終えたら、補助金実績報告書とともに必要な書類の提出をお願いします。</p> </div>
(6) 補助金実績報告書の提出 <u>【提出締切】令和4年11月7日(月)</u>	(7) 補助金実績報告書の審査 (8) 交付額確定通知の交付
(9) 交付額確定通知の受領 (11) 補助金の受領	(10) 補助金の振込

イ 提出資料

原則、上記7(1)の場合と同様ですが、「交付の申請に必要な資料」の「(3) 内容明細書(別記第3号様式)」の空気清浄機用については、購入済の空気清浄機の購入日と購入金額を記載願います(別添「申請書類の記入方法」をご確認ください。)

(3) **パターン3** 申請時点で、換気設備工事契約後であり、空気清浄機購入後の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) <u>工事の実施・支払い</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 契約済（工事中含む）の場合、まずは工事の施工・支払いを完了させてください。 </div>
(2) 補助金交付申請書の提出 【提出締切】 <u>令和4年11月7日（金）</u>	
(5) 補助金交付決定（及び額確定）通知の受領	(3) 補助金交付申請書の審査
	(4) 補助金交付決定（及び額確定）通知の交付
	(6) 補助金の振込
(7) 補助金の受領	

イ 提出資料

<p>(交付の申請に必要な資料)</p> <p>【共通】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書（別記第1号様式） 2 申請者明細書（別記第2号様式） 3 内容明細書（別記第<u>10</u>号様式） 4 誓約書（別記第4号様式） 5 飲食店営業許可または喫茶店営業許可（写） 6 通帳の写し ※金融機関名、支店名、口座名義、口座名義カナ、口座番号が記載の部分 7 直近の確定申告書（写）※税務署の受付印又は受付番号のあるもの ※受付印又は受付番号がない場合は、県税の納税証明書（<u>税額証明</u>）等の提出に代えてください。 ※納税証明書については、最寄りの県税事務所へご相談ください。 8 身分を証明する書類の写し（個人事業者のみ） （パスポート、在留カード、運転免許証、健康保険証等） 9 岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の掲示の様子がわかる写真 <p>【換気設備工事】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事請負契約書又は発注書及び発注請書等の写し 2 工事代金の支払状況が確認できる書類（領収書、振込記録等）の写し
--

- 3 工事の完了を証明する書類（工事完了報告書等）の写し
- 4 工事の実績が確認できる現場写真等
- 5 仕様書（メーカー発行の換気扇の換気量が分かるもの）
- 6 設置設備承諾書（賃貸物件の場合）
※換気設備工事を行ったことについての賃貸人（所有者）の承諾書
- 7 換気基準適合チェックシート
- 8 平面図（設置図面、工事図面）
※客席の位置の記載のある店舗見取図及び換気設備設置位置がわかる図面
※上記に加え、可能なかぎり以下資料の提出をお願いします。工事前後での換気性能の改善状況等を勘案し、総合的に審査いたします。
 - ・工事見積書（補助対象事業の工事金額が確認できるもの）の写し
 - ・工事前の状況がわかる店内写真

【空気清浄機の購入費】

- 1 購入した物品の写真
- 2 購入日時、金額等がわかる書類の写し（レシート、領収書、クレジットカード、キャッシュレス決済の利用明細等）
- 3 仕様書（HEPA フィルタと同等以上のフィルタの搭載の有無や風量がわかるもの）

(4) **パターン4** 申請時点で、換気設備工事契約後であり、空気清浄機購入前の場合

ア 申請の流れ

事業者	県
(1) <u>工事の実施・支払い</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 契約済（工事中含む）の場合、まずは工事の施工・支払いを完了させてください。 </div>
(2) 補助金交付申請書の提出 【提出締切】 <u>令和4年9月30日（金）</u>	
	(3) 補助金交付申請書の審査 (4) 補助金交付決定通知の交付
(5) 補助金交付決定通知の受領	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 工事の交付決定がなされた後でないと、空気清浄機も交付対象となるか決まらないため、工事の交付決定後に空気清浄機を購入することを推奨します。 </div>
(6) <u>空気清浄機の購入・支払い</u>	
(7) 補助金実績報告書の提出 【提出締切】 <u>令和4年11月7日（月）</u>	(8) 補助金実績報告書の審査 (9) 交付額確定通知の交付
(10) 交付額確定通知の受領	(11) 補助金の振込
(12) 補助金の受領	

イ 提出資料

原則、上記7（3）の場合と同様ですが、「交付の申請に必要な資料」の「（3）内容明細書（別記第10号様式）」の空気清浄機用については、別記第3号様式を使用して記載願います。

(5) その他

- ・本補助金申請のために提出いただく県税の納税証明書については、納税証明書の交付請求時に申し出ていただくことにより、当該手数料の免除が受けられます。
- ・令和4年1月1日（土）以降に新規開業した店舗の申請については、「飲食店開業にあたり必要となる換気設備の設置」と「感染症対策の徹底ための換気設備の設置」とのバランスを考慮しつつ、総合的に交付決定を判断します。

8. 交付決定について

(1) 審査

提出いただいた申請書は、その内容を審査のうえ、補助対象者及び補助金額を決定します。（必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。）なお、書類に不備がある場合や修正等が必要な場合には、申請書に記載の連絡先にご連絡させていただきます。

(2) 交付決定

(1) の審査終了後、申請者に対し順次審査結果を文書にて通知します。（補助対象者として決定された事業者の方には交付決定通知書を送付します。）
交付決定前に審査の結果についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

9. 額の確定について

(1) 審査

提出いただいた実績報告書は、その内容を審査のうえ、お支払いする額を確定します。（必要な書類が一式揃ったものを正式な報告書として受け付けます。）なお、書類に不備がある場合や修正等が必要な場合には、報告書に記載の連絡先にご連絡させていただきます。なお、審査の結果によっては、交付決定額が支払額と一致しない場合もあります。

(2) 額の確定

(1) の審査終了後、確定額を文書にて通知します。（補助対象者として決定された事業者の方には額確定通知書を送付します。）
額の確定前に審査の結果についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

10. 事業実施における留意事項

本補助金の活用にあたっては、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及び、飲食店における岐阜県飲食店換気対策支援補助金交付要綱を遵守してください。

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 取得価格等が50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換等してはいけません。ただし減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間を経過した場合は、この限りではありません。
- (3) 県が実施する施策の一環として、事業者名等の公表を行なう場合があります。
- (4) 補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を発表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- (5) 同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告してください。国等の補助金等の補助対象経費になった部分については、この補助金の補助対象経費とはなりません。
- (6) 補助事業終了後、県の監査関係者が実地検査に入ることがあります。
- (7) 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (8) 補助事業者は、補助金の交付後、補助対象事業により整備し取得し又は効用が増加した財産に、県補助金を受けて事業を実施した旨を表示することに努めなければなりません。
- (9) その他、交付要綱や県ホームページ等に記載した内容についてご確認ください。

申請書等の様式はこちらでも配布しております。

申請書の送付先ではありませんので、ご注意ください。申請方法についてはお答えできませんので、コールセンターまでお問い合わせください。 ☎058-260-5515

○各市町村窓口一覧

市町村名	担当課	住所	電話番号
岐阜市	商工課	岐阜市司町 40-1	058-214-2360
	東部事務所	岐阜市芥見 4 丁目 64 番地	058-243-1001
	西部事務所	岐阜市下鷺飼 1 丁目 88 番地 3	058-239-0004
	南部東事務所	岐阜市加納城南通 1 丁目 20 番地	058-271-0361
	南部西事務所	岐阜市市橋 2 丁目 8 番 18 号	058-272-2021
	北部事務所	岐阜市福光東 2 丁目 6 番 13 号	058-231-0641
	日光事務所	岐阜市日光町 9 丁目 1 番地 3	058-232-1480
	柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東 1 丁目 1 番地	058-387-0111
大垣市	社会福祉課	大垣市丸の内 2-29	0584-81-4111
高山市	新型コロナウイルス総合窓口	高山市花岡町 2-18	0577-36-0024
多治見市	産業観光課	多治見市日ノ出町 2-15	0572-22-1250
関市	商工課	関市若草通 3-1	0575-23-6752
中津川市	健康医療課	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111
	商業振興課	中津川市栄町 1-1	0573-66-1111
美濃市	産業課	美濃市 1350	0575-33-1122
瑞浪市	商工課	瑞浪市上平町 1-1	0572-68-2111
羽島市	商工観光課	羽島市竹鼻町 55	058-392-9943
恵那市	商工課	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111
美濃加茂市	商工観光課	美濃加茂市太田町 3431-1	0574-25-2111
土岐市	産業振興課	土岐市土岐津町土岐口 2101	0572-54-1111
各務原市	商工振興課	各務原市那加桜町 1-69	058-383-7284
可児市	産業振興課	可児市広見 1-1	0574-62-1111
山県市	まちづくり・企業支援課	山県市高木 1000-1	0581-22-6831
瑞穂市	市民協働安全課	瑞穂市別府 1288	058-327-4130
	商工農政観光課	瑞穂市宮田 300-2	058-327-2103
飛騨市	商工課	飛騨市古川町本町 2-22	0577-62-8901
本巣市	産業経済課	本巣市三橋 1101 番地 6	058-323-7756
郡上市	商工課	郡上市八幡町島谷 228	0575-67-1808
下呂市	商工課	下呂市森 960	0576-24-2222
海津市	商工観光課	海津市海津町高須 515	0584-53-1374
岐南町	経済環境課	岐南町八剣 7-107	058-247-1370
笠松町	環境経済課	笠松町司町 1	058-388-1114
養老町	産業観光課	養老町高田 798	0584-32-1108
垂井町	産業課	垂井町宮代 2957-11	0584-22-7515
関ヶ原町	地域振興課	関ヶ原町関ヶ原 894-58	0584-43-1112
神戸町	総務課	神戸町神戸 1111	0584-27-0171
輪之内町	産業課	輪之内町四郷 2530-1	0584-69-3138
安八町	企画調整課	安八町氷取 161	0584-64-7101
揖斐川町	商工観光課	揖斐川町三輪 133	0585-22-2111
大野町	まちづくり推進課	揖斐郡大野町大字大野 80 番地	0585-34-1111
池田町	産業課	池田町六之井 1468-1	0585-45-3111
北方町	政策財政課	北方町長谷川 1-1	058-323-1111
坂祝町	総務課	坂祝町取組 46-18	0574-66-2401
富加町	産業環境課	富加町滝田 1511	0574-54-2113
川辺町	産業環境課	川辺町中川辺 1518-4	0574-53-7212
七宗町	ふるさと振興課	七宗町上麻生 2442-3	0574-48-2291
八百津町	地域振興課	八百津町八百津 3903-2	0574-43-2111
白川町	企画課	白川町河岐 715	0574-72-1311
東白川村	地域振興課	東白川村神土 548	0574-78-3111
御嵩町	まちづくり課	御嵩町御嵩 1239-1	0574-67-2111
白川村	観光振興課	白川村鳩谷 517	05769-6-1311

○県の窓口一覧

窓口	住所	電話番号
西濃県事務所 振興防災課振興防災係	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111 (内線 211)
揖斐県事務所 振興防災課振興防災係	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111 (内線 207)
中濃県事務所 振興防災課振興防災係	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011 (内線 209)
可茂県事務所 振興防災課振興防災係	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111 (内線 210)
東濃県事務所 振興防災課振興防災係	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111 (内線 209)
恵那県事務所 振興防災課振興防災係	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111 (内線 208)
飛騨県事務所 振興防災課振興防災係	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111 (内線 206)